

氏名	石田 聡子
学位	博士
専門分野の名称	学術
学位授与番号	博甲第 3952 号
学位授与の日付	平成 21 年 3 月 25 日
学位授与の要件	文化科学研究科社会文化学専攻 (学位規則(文部省令)第 4 条第 1 項該当)
学位論文題目	スイスの対 EU 政策 ー統合政策としての Interreg プログラムー
学位論文審査委員	主査・教授 清水 耕一 教授 太田 仁樹 教授 田口 雅弘 准教授 津守 貴行 准教授 北川 博史

## 学位論文の要旨

本学位論文は、序論と第 1～6 章の本論、及び終章の全 8 章で構成されている。

本論文の目的は、スイスの EU への統合政策とその実態を明らかにすることにある。EU の拡大によってヨーロッパの統合が進展する中、ヨーロッパにおいて数少ない EU 非加盟国の一つであるスイス連邦政府は、EEA (欧州経済領域) への参加を国民投票によって否決されたことから、EU への加盟問題を凍結し、EU との二国間協定の締結や EU の実施する政策への参加という形態で EU との関係強化を図っている。その一方で、スイスは EU の実施する越境地域間協力プログラム(Interreg プログラム)に参加し、国境を挟んだ地域間の交流事業を進めている。本論文は、スイスの EU への統合政策に関して、前者をスイス連邦政府の「上からの統合」政策、後者を「下からの統合」政策として性格づけ、特に Interreg プログラムに焦点を当ててスイスの対 EU 統合政策を明らかにする。

本論文の構成は、以下の通りである。

序章「本研究の目的と視点」では、本研究の目的・視点を提示し、本研究に関連する分野(スイスの対 EU 関係、スイス国境地域を対象とした経済的問題および越境協力)に関する先行研究のサーベイを行い、本論文の課題を設定すると共に、論文構成と概要を説明している。

第 1 章「スイスの対 EU 政策 ーヨーロッパ統合の拡大、深化への対応ー」では、スイスの独自性の構成要因となっている地理的、経済的、政治的特徴を説明した上で、スイス・EU 関係の歴史、国民投票による EEA 参加の拒否の結果としての EU 加盟問題の凍結、EEA 参加否決後の対 EU 政策(2 国間協定と越境地域間協力)の概略を説明している。

第 2 章～第 5 章はスイス国境地域において実施されている 4 つ Interreg プログラム(フ

ランス・スイス・プログラム、イタリア・スイス・プログラム、ボーデン湖プログラム、ライン川上流域中南部プログラム) について、主に 1994~1999 年の **Interreg II** プログラム及び 2000~2006 年の **Interreg III** プログラムに関して、それぞれの地域の地理的特徴、プログラムのガバナンス構造、越境地域間協力事業として EU に評価されている事業、及び事業資金の負担構造と事業主体の性格を説明し、各地域において進められている越境地域間協力の特徴を明らかにしている。

第 2 章「**Interreg** フランス・スイス・プログラム」はフランス語圏であるフランス・スイス国境地域を対象としている。北部のジュラ地域はジュラ山脈によって分断されていることからフランス側とスイス側の間の交流が希薄であったために、**Interreg** プログラムによって実質的な交流が開始され、文化、観光、自然保護の分野の協力事業や、伝統産業の発展のための人材育成事業が進められている。南部のレマン地域は国境を越えた都市圏を形成し、早くから越境地域間協力組織が存在し、**Interreg** プログラム実施以降はジュネーブを中心とした輸送網・サービス向上による越境都市圏の再開発、地域産業のための研究、都市問題に関する協力事業が多く進められている。

第 3 章「**Interreg** イタリア・スイス・プログラム」で主にイタリア語圏（一部、フランス語地域、ドイツ語地域あり）であるイタリア・スイス国境地域を対象としている。モンブラン等を有する山岳地域であるという自然の障害を持つこの地域では、**Interreg II** によって初めてスイス・イタリア両地域間の交流が始まった。そのため、この地域の越境地域間協力事業は、情報交換・交流事業、文化・観光における共同事業等が中心であり、越境地域間協力としては初期の段階にある。

第 4 章「**Interreg** ボーデン湖プログラム」はドイツ語圏であるボーデン湖周辺地域（ドイツ・オーストリア・スイス・リヒテンシュタイン国境地域）を対象としている。この地域も古くから越境地域間の交流が進んでいる地域であり、**Interreg** プログラムではボーデン湖周辺の自然環境保護、観光促進、農業支援に関する協力事業が進められている。ただし、この地域においても、国境を超えた協力関係の構築を目的とした事業が多く行われ、越境地域間協力の発展が課題となっている。

第 5 章「**Interreg** ライン川上流域中南部プログラム」はバーゼルを中心としたドイツ・フランス・スイス国境地域、すなわちフランス語地域とドイツ語地域を含むライン川上流域中南部地域を対象としている。この地域の越境地域間交流・協力は長い歴史を持っているが、**Interreg** プログラムが開始されることで、本格的な越境地域間協力事業が展開するようになった。この地域の **Interreg** 事業としては地域住民間の相互理解の促進、環境保護、経済協力や労働市場統合に関する事業が多く行われ、特に大規模な事業が行われているところに特徴がある。

第 6 章「**Interreg** 事業例で見る越境地域間協ラーライン川上流域中南部プログラム・バイオバレー事業」は、医薬品産業集積に貢献している **Interreg** 事業として注目を集めているバイオバレー事業を **Interreg** プログラムで実施された代表的事業例として取り上げ、事

業の具体的な活動内容およびその成果を説明している。

終章「スイスの対EU政策における Interreg プログラムの役割」では、4つの Interreg プログラムについて総括し、EEA（欧州経済領域）への参加の否決によって EU への加盟問題が凍結された後のスイス連邦政府にとって、EUとの二国間協定が EU との「上からの統合」に貢献する政策であるとすれば、国境を挟んだ地域間の交流事業を進めている Interreg プログラムは、スイスの EU への「下からの統合」政策であると位置づけることが出来ると、結論している。

## 学位論文審査結果の要旨

本論文の学位審査会は2009年2月3日に学内審査員5名によって行われた。本論文の審査結果は以下の通りである。

1. 本論文の独創性は、英独仏伊の4カ国語の原資料を駆使して、スイス国境地域における Interreg プログラムによる越境地域間協力事業の全体像を示した所にある。各地域の Interreg プログラムを取り上げた第2章から第5章においては、それぞれの地域の地理的特徴、プログラムのガバナンス構造、越境地域間協力事業として EU に評価されている事業、及び事業資金の負担構造と事業主体の性格が丹念に説明され、各地域の越境地域間協力の特徴が十分に明らかにされている。本論文の研究以前に日本国内に存在するスイス国境地域における Interreg プログラムの研究としては「Interreg ライン川上流域中南部プログラム」についての研究（しかも部分的）が存在したのみであり、複数言語という障害もあって、スイス・フランス間（フランス語圏）、スイス・イタリア間（主にイタリア語圏）、ドイツ・オーストリア・スイス・リヒテンシュタイン間（ドイツ語圏）の Interreg プログラムの研究はもちろんのこと、地域研究さえも存在しなかった。先行研究が存在する「Interreg ライン川上流域中南部プログラム」についても、協力事業のガバナンスに関する垂直的・水平的協調、労働市場に関するインフォ・ベスト事業、バイオバレー事業による医薬品産業クラスターの形成等が注目を集め研究されてきたが、「Interreg ライン川上流域中南部プログラム」の全体像、並びにバイオバレー事業の全体像を示したものは存在しなかった。したがって、スイス国境地帯に展開する越境地域間協力の全体像と実態を明らかにしたことは、本研究の最大の学術的貢献である。

2. 本論文の功績はスイス・EU 国境地域における Interreg プログラムによる越境地域間協力の実態を明らかにしているのに留まらず、このような越境地域間協力がスイス連邦政府にとって EU への統合のために一定の役割を果たしていることを明らかにしていることにもある。本論文の第1章において説明されているように、国民投票によってスイスの EEA 加盟が否決されたことによってスイスの EU 加盟問題が凍結された後、スイス連邦政府は2国間協定によって対 EU 関係を強化している。本論文はこのようなスイス連邦政府の対 EU

政策を EU への「上からの統合」政策として位置づけたうえで、**Interreg** プログラムへの参加を EU への「下からの統合」政策として性格付けると共に、両政策に補完関係が存在することを指摘している。すなわち、**Interreg** プログラムの諸事業は、国境を挟んだ両地域のアクター（自治体、公共事業体、民間団体等）が協力して、越境地域間協力を発展させるための様々な事業を進めているのであるが、このような活動はスイス・EU 間の国家を介さない住民レベルにおける「下からの統合」を実質的に進めるものであると理解されている。一般に、スイス・EU 関係については政府レベルの「上からの統合」問題のみが論じられているが、本論文は **Interreg** プログラムによる越境地域間協力を研究することによって、スイス連邦政府が「上からの統合」政策のみではなく「下からの統合」政策をも追求し、「下からの統合」の進展が EU への（上からの）統合を容易にするものであると説明している。「上からの」と「下からの」というスイス連邦政府の統合政策の図式化が正しいかどうかは、今後更に検証される必要があるが、少なくともスイスの対 EU 統合政策が単に 2 国間協定という「上からの統合」とは異なった次元をも含んでいること、そして **Interreg** 事業も統合政策の一環をなすことを明らかにしたのも、本論文の学術的功績である。

本論文の評価は以上のごとくであるが、審査会では多くの質問が出され著者によって説明されたが、今後の課題として越境地域の住民は **Interreg** プログラムをどのように評価しているのか、またバイオバレー事業のように各プログラムの中で代表的な事業を詳細に説明するための調査研究（写真撮影も含む）の必要が指摘された。もっとも、これらは本論文の価値を損なうものではなく、本論文を著書としてまとめる際に追加が望まれる研究として述べられたものである。

以上から、本審査会は全員一致で本論文は博士（学術）を授与するに値する論文であると認定した。